

危険物新聞

大阪府危険物取扱者試験

7月11日(日)府大で

乙種4類と丙種

大阪府では昭和57年度危険物取扱者試験を7月11日(日)に実施することになった。

▷試験日 7月11日(日)

▷試験場 大阪府立大学

▷試験種目 乙種第4類と丙種

なお受験準備講習は別掲のとおり6月上旬に、大阪、堺、茨木など7会場で実施する。

次回は11月頃

昭和57年度の試験実施計画は、例年どおり3回で次のとおりである。

第1回 7月11日 乙種4類と丙種

第2回 11月頃 乙種全類

第3回 2月頃 甲種と乙種4類

2月の試験結果発表

甲種 44% 乙種 37%

大阪府では2月21日、甲種と乙種4類の試験を実施したが、3月24日その結果を発表した。

種別 受験申請数 受験者数 合格者数 合格率(%)

甲種 731 709 313 44.1

乙種 3,687 3,385 1,259 37.2

ちなみに甲種の受験者709名中、本会主催の受講者は約半数の336名で、その内、合否の判明する者は117名で、こ

れを分析すると、大学(化学)卒82名(内合格者68名、合格率83%)、乙種免状取得者35名(内合格者11名、合格率31%)となっている。

最近の試験結果

| (甲種) | | 受験者 | 合格者 | 合格率 |
|------|------|-------|-------|-------|
| 大阪 | 54年度 | 717 | 274 | 38.2% |
| // | 55年度 | 725 | 238 | 32.8% |
| // | 56年度 | 709 | 313 | 44.1% |
| 全国 | 55年度 | 9,444 | 3,569 | 37.8% |

| (乙種第4類) | | | | |
|---------|--------|---------|--------|-------|
| | | 受験者 | 合格者 | 合格率 |
| 大阪 | 56年3月 | 4,217 | 1,812 | 43.0% |
| // | // 7月 | 3,744 | 1,089 | 29.1% |
| // | // 11月 | 3,527 | 1,289 | 36.5% |
| // | 57年2月 | 3,385 | 1,259 | 37.2% |
| 全国 | 55年度 | 190,552 | 65,361 | 34.3% |

55年度主要都道府県別試験結果

| (甲種) | | 受験者 | 合格者 | 合格率 |
|------|--|-------|-----|-------|
| 東京 | | 566 | 173 | 30.6% |
| 神奈川 | | 1,273 | 602 | 47.3% |
| 愛知 | | 806 | 301 | 37.3% |
| 滋賀 | | 90 | 55 | 61.1% |
| 京都 | | 126 | 43 | 34.1% |
| 大阪 | | 725 | 238 | 32.8% |
| 兵庫 | | 507 | 178 | 35.1% |
| 奈良 | | 41 | 8 | 19.5% |
| 和歌山 | | 101 | 68 | 67.3% |

(乙種第4類)

| | | | |
|-----|--------|-------|-------|
| 東京 | 18,395 | 6,354 | 34.5% |
| 神奈川 | 9,040 | 3,368 | 37.3% |
| 愛知 | 14,368 | 4,051 | 28.2% |
| 滋賀 | 2,240 | 522 | 23.3% |
| 京都 | 3,696 | 967 | 26.2% |
| 大阪 | 11,100 | 3,923 | 35.3% |
| 兵庫 | 7,475 | 2,527 | 33.8% |
| 奈良 | 1,109 | 488 | 44.0% |
| 和歌山 | 1,838 | 935 | 50.9% |

火災報知設備の受信機、漏電火災警報器

型式承認一部失効

本来、消火器や火災報知設備は、技術上の規格（昭和49.1.1より施行）に適合しない旧規格のものは、危険物施設や防火対象物には設置することができない。

しかし、昭和52年2月28日付の「消防用機械器具等及び消火設備等の技術上の特例を定める省令」により、昭和52年3月1日現在において、既に設置されているものについては、特例が認められているが、消火器については、既に特例期間が過ぎて失効になっているものもあるが、今年の2月末日をもって、自動火災報知設備の受信機及び漏電火災警報器の一部が失効となり、現行規格品に取替えなければならない。

その失効対象となっている設備と機種は次のとおりである。

1. 自動火災報知設備の受信機

- (1) 昭和39年1月1日前に製造されたもの
- (2) 昭和39年4月15日前の火災報知設備の規格に係る型式承認を受けているもの

2. 漏電火災警報器

- (1) 昭和39年1月1日前に製造されたもの
- (2) 昭和44年4月24日前の漏電火災警報器の規格に係る型式承認を受けているもの

3. 失効により取り替えを要する対象物

- (1) 自動火災報知設備については、次に該当する防火対象物及び製造所等

ア、消防法令の規定により自動火災報知設備の設置を要する防火対象物のうち、次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当するもの

(ア)別表に掲げる防火対象物

(イ)昭和52年3月1日以降に1,000m²以上又は、既存部

分の1/2以上の増築又は、改築をしたもの

(ウ)昭和52年3月1日以降に主要構造部である壁について過半の修繕又は模様替えをしたもの

別 表

| | 防 火 対 象 物 |
|----|------------------------------------|
| 1 | 劇場、映画館、演芸場、観覧場 |
| 2 | 公会堂、集会場 |
| 3 | キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バーその他これらに類するもの |
| 4 | マージャン、パチンコ、ゲームコーナー等の遊技場又はダンスホール |
| 5 | 待合、料理店その他これらに類するもの |
| 6 | 食堂、そば屋、すし屋、喫茶店、スナック、ピヤホール等の飲食店 |
| 7 | 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場 |
| 8 | 旅館、ホテル、宿泊所 |
| 9 | 病院、診療所、助産所 |
| 10 | 老人福祉施設、救護施設、児童福祉施設等 |
| 11 | 幼稚園、盲学校、ろう学校、養護学校 |
| 12 | 公衆浴場のうちトルコ浴場、サウナ浴場等 |
| 13 | 複合用途防火対象物のうちその一部が前1~12の用途に供されているもの |
| 14 | 地下街 |
| 15 | 準地下街 |
| 16 | 重要文化財等 |

POWER!

YAMATO '82 心あつく パワーは未知へ

人は夢見、その実現のために限りない情熱をそそぐ。
コロンブスは新大陸に、ライト兄弟は大空に、
大きな夢をはばたかせた。
偉大な進歩の陰には、はかり知れないエネルギーが炸裂する。
YAMATOはいまパワーを結集、「防災」を通じて、より豊かな社会づくりに取組みます。

●安全を追求する総合防災システムメーカー
ヤマト消防器株式会社

本社 平537 大阪市淀川区東江口1-7-11 TEL 06(376)0701-7701
東京本社 〒108 東京都港区白金台5-17-2 TEL 03(446)7151
北海道・仙台・新潟・大宮・横浜・静岡・名古屋・富山・岐阜・岡山
尾道・広島・高松・松山・北九州・福岡・大分・鹿児島

イ、危険物法令の規定により、自動火災報知設備の設置を要する製造所等

(2) 漏電火災警報器については、消防法令の規定により当該設備の設置を要する防火対象物

4. その他

以上詳細については、上記機器を設置している防火対象物名、機器製造者名、機器種別、承認番号、承認年月日、(各機器にはこれらを記載した銘板が貼付されています。)をお調べのうえ、所轄消防署予防係に問合せて下さい。



東大阪市消防局長に横田氏

■東大阪市消防局

▷局長 横田勢二 ▷西署長 柿平輝美夫

■枚方・寝屋川消防組合消防本部

危険物防災講演会

北川先生招き盛会

大阪府危険物安全協会では、3月18日午後2時より、大阪科学技術センター大ホールで、安全工学協会会長、横浜国大名誉教授北川先生を招へいし、「危険物による火災と爆発の防止」講演会を開催した。

会場をうずめた400名の受講者は、安全工学学会の権威者北川先生の永年の学究調査の熱弁に魅了され、2時間半を有意義に過し、予定を30分オーバーし、4時半盛会裡に終了した。



▷総務部次長 広田 茂 ▷警防部長 吉田義一

■茨木市消防本部

▷消防長 田中春之 ▷次長 武市京一

■泉大津市消防本部

▷消防長 杉林信雄 ▷署長 藤浪茂春

ハツタは安全を先取りします。

ネオ・フランジ 粉末(ABC)消火器

消火器・消防装置の総合メーカー

株式会社 初田製作所

本社工場／大阪府枚方市招提田近3丁目5番地 TEL 573

TEL (0720) 56-1281 (代)

大阪支社／TEL (06) 473-4871-4

枚方営業所／TEL (0720) 56-1280

堺出張所／TEL (0722) 21-3444

80年代ハツタの提言●ハツタは安全をさらに追求いたします●ハツタはフロンティア精神をモットーにいたします●ハツタは心のふれあいを大切にいたします

国際輸送用タンクコンテナ式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する運用基準について (消防危第19号昭和57年2月22日)

最近、タンクコンテナによる危険物輸送の国際化、合理化等が進み、タンクコンテナ式(積載式)の移動タンク貯蔵所による一括大量輸送が要望されている。

これは時代の要請ともいえるものであり、かかる危険物輸送の実情にかんがみ、国際間を流通するタンクコンテナを積載するタンクコンテナ式の移動タンク貯蔵所(以下「国際輸送用タンクコンテナ式移動タンク貯蔵所」という。)の位置、構造及び設備の基準、許可等の手続きについて別紙のとおりその運用基準等を定めたので危険物行政上遺憾のないようご配慮願いたい。

国際輸送用タンクコンテナ式移動タンク貯蔵所の規制に関する運用基準等

国際輸送用タンクコンテナを車両に緊結装置によって、車両と一緒にしたものであって、次の各号に掲げる要件に適合するものは、危険物の規制に関する政令(以下「政令」という。)第2条第6号に定める移動タンク貯蔵所に該当するものとして、その取扱いにあたっては、下記により運用するものとする。

この場合において、当該移動タンク貯蔵所の基準の適用に当たっては、政令第15条第1項第2号から第17号までについて政令第23条を適用するものとする。

- 国際輸送用タンクコンテナは、国際流通を目的とした、陸海一貫輸送に用いられる容量20,000ℓ以下のタンクコンテナであって、発送地から仕向地まで内容物の積下しを行わないものであること。
- 国際輸送用タンクコンテナの構造及び設備は、安全な

コンテナに関する国際条約(昭和53年7月15日条約第12号)(以下「CSC条約」という。)に基づく安全承認板が貼付される国際輸送用タンクコンテナであって、タンクの構造及び設備が政府間海事協議機関の危険物海上運送規約(以下「IMCO基準」という。)に適合すること。

- 国際輸送用タンクコンテナを積載する車両に固定する緊結装置にあっては、JIS Z 1617(1979)「国際大形コンテナ用上部つり上げ金具及び緊締金具」及び緊結状態にあっては、JIS Z 1624(1978)「国際大形タンクコンテナ」に適合したものであること。

記

- 国際輸送用タンクコンテナ式移動タンク貯蔵所の許可申請、許可等に当たっては、申請書、許可指令書等に国際輸送用タンクコンテナ式移動タンク貯蔵所である旨表記させ又はすること。
- 許可申請に当たっては、政令第6条及び第7条に定める書類等のほか上記本文2に適合するとする海上輸送に責任のある各国政府機関若しくはこれに代わる機関の許可書又はこれに類する書類の写し及び緊締金具強度計算書を添付させること。

また、タンクコンテナに係る構造及び設備に関する図面は、完成検査前検査及び完成検査の実施に支障のない範囲のものとができるものであること。

- 国際輸送用タンクコンテナ式移動タンク貯蔵所に対する移動タンク貯蔵所としての許可の件数は、当該自動車の数と同一であること。
- 国際輸送用タンクコンテナ式移動タンク貯蔵所に同時に積載することができる国際輸送用タンクコンテナ(以下「元タンクコンテナ」という。)の数はタンクコンテナの容量の合計が20,000ℓ以下となる数とするが、更に設置者が、その数以上の数の国際輸送用タンクコンテナ(以下「交換タンクコンテナ」という。)を保有し、か



消防用設備



株式会社 マルナカ

本社 〒530 大阪市北区中崎西4-2-27
TEL (06)371-7775代・372-3277代
東京支店 〒112 東京都文京区千石4丁目24番4号
TEL (03)944-0161代
株式会社 神戸マルナカ 〒653 神戸市長田区東尻池町3の4の19
TEL (078)681-5771

つ、当該自動車に交換タンクコンテナを積載しようとする場合は、

① 当該移動タンク貯蔵所が設置許可を受ける前にあっては、交換タンクコンテナを含めて当該移動タンク貯蔵所の設置許可を

② 設置許可を受けた後にあっては、交換タンクコンテナを保有しようとする際に、当該移動タンク貯蔵所の変更の許可を

それぞれ受けるものとすること。この場合、当該申請を受けた行政庁は、当該申請に係る交換タンクコンテナが上記本文2に適合し、かつ、元タンクコンテナの緊結装置等と同一性があると認められるときは、当該タンクコンテナを当該申請に係る移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクとして扱うものとする。

5. 上記4の許可を受けた国際輸送用タンクコンテナは、他の国際輸送用タンクコンテナ式移動タンク貯蔵所の元タンクコンテナと当該タンクコンテナとが緊結装置等と同一性をもつものである場合には、許可行政庁が異なる場合であっても当該他の国際輸送用タンクコンテナ式移動タンク貯蔵所の自動車に積載することができ、この場合には、その移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクとみなされるものであること。

6. 国際輸送用タンクコンテナ式移動タンク貯蔵所において貯蔵する危険物の品名及び最大貯蔵数量が国際輸送用タンクコンテナを積載するたびに異なることが予想される場合は

- ① 当該移動タンク貯蔵所が設置許可を受ける前にあっては、貯蔵することが予想されるすべての品名及び貯蔵最大数量について当該移動タンク貯蔵所において貯蔵する危険物の品名及び数量として設置の許可を
- ② 設置許可を受けた後にあっては、貯蔵することが予想されるすべての品名及び貯蔵最大数量について消防法第11条の4に定める届出を

それぞれ必要とするものとすること。

7. 国際輸送用タンクコンテナ式移動タンク貯蔵所の完成

検査前検査及び完成検査は、同時に実施できるものとし、検査内容にあっては、CSC条約に基づく安全承認板及びIMCO基準に基づく表示銘板を確認のうえ、国際輸送用タンクコンテナの外観検査及び当該タンクコンテナを車両に固定した状態での外観検査にとどめることができること。

この場合において、タンク検査済証に係る水張又は水圧検査の別及び検査圧力は記載しないで当該空欄に国際輸送用である旨記載するものであること。

8. 国際輸送用タンクコンテナであって輸入タンクコンテナに係る前記7の検査は、危険物を貯蔵した状態で行ってさしつかえないものであること。
9. 国際輸送用タンクコンテナ式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナには、政令第15条第1項第17号に定める表示がタンクコンテナごとにそれぞれ必要なものであるが、当該表示は、同条同項同号に定める標識とともに当該タンクコンテナを積載する移動タンク貯蔵所の自動車に掲げることができること。
10. 国際輸送用タンクコンテナ式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナの自動車、貨車又は船舶への荷積み又は荷下しに伴う当該タンクコンテナの取扱いは、当該移動タンク貯蔵所の危険物の貯蔵に伴う取扱いと解されること。ただし、この場合、荷積み待ちのため一定の場所にタンクコンテナを相当時間とどめるときは、消防法第10条第1項ただし書に定める危険物の仮貯蔵として消防長又は消防署長の承認が必要であること。
11. 国際輸送用タンクコンテナ式移動タンク貯蔵所の自動車からタンクコンテナを荷下した後において再びタンクコンテナを積載するまでの間、当該自動車を通常の貨物自動車としての用途に供する場合は、当該移動タンク貯蔵所について消防法第12条の6に定める用途廃止の届出を要することなく、当該自動車をその用途に供することができるものであること。
12. なお、その他の事項については、当然に、消防法及びこれに基づく関係法令の適用があるものであること。



暮らしに安心と安全をお届けする

屋内外消火栓設備

スプリンクラー設備

ドレンチャー設備

泡消火設備

ガス消火設備

粉末消火設備

自動火災報知設備

避難設備

創業30年の実績と経験で信頼いただく
防災のことならサンワにお任せください

あらゆる消防設備・設計・施工・保守・点検
株式会社 三和商会

本社 大阪市西区江戸堀1丁目23番21号
〒550 電話(06)443-2456(代)
平野営業所 大阪市平野区長吉出戸2丁目4番6号
〒547 電話(06)707-3341



危険物施設の 位置、構造、設備の技術基準

(その22)

大阪市消防局予防部危険物課

10. 屋外タンク貯蔵所

2. 基礎及び地盤

(4) タンクの基礎とは

タンクの基礎は、タンク荷重（タンク本体の自重及び貯蔵する危険物の重量等）を安全に地盤に伝える目的で築造される構造物であり、法令上は地表面から上の盛土の部分を基礎と呼び、地表面以下を地盤という様に細区分されているが、土木的な見地から言えば、両者を含めて基礎として取り扱うのが普通である。

(5) 基礎の条件

基礎が具備すべき技術的要因として検討事項を列挙すれば、次のとおりである。

(ア) 支持力が十分であること。

(イ) タンクに有害な沈下を生じないこと。

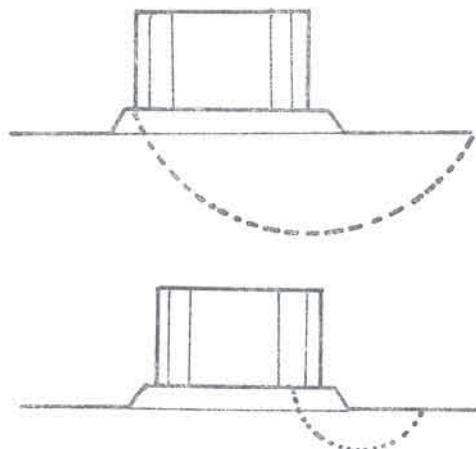
(ウ) タンクの荷重を滑らかに伝える構造であること。

(エ) タンク底板の腐食を防ぐものであること。

これらのうち(1)の支持力については、タンク荷重が地盤に伝達される場合に、荷重の大きさが地盤の支持力を越えると地盤が破壊されるので、予め支持力を推定し安全を確認しておく必要がある。破壊例を下図に示した。

注1 支持力……支持力の推定には告示（第4条の13）に規定される支持力式を用いるが、支持力係数 N_c , N_r , N_g は土の内部摩擦角だけの関数であり、この式は間接的な方法として標準貫入試験のN値から推定する。

推定式としては次のようなものがある。



イ Dunham の式

$$\phi = \sqrt{12N} + (15 \sim 25)$$

※砂の粒度によって使い分ける。

ロ 大崎の式

$$\phi = \sqrt{20N} + 15$$

上記の式に用いるN値は、基礎幅の2倍程度の深さの間の平均N値を用いればよいだろう。

注2 液状化……砂質地盤において、地震時に起こる現象であり、地下水位以下のゆるい砂質土が地震によって発生した応力により、砂のせん断力が打ち消されることになり、その結果内部応力が無くなり、ついには流体のような挙動を示し支持力を失なう。これを防ぐには、バイプロフローテーション工法等で締め固めればよい。

つぎに(2)の沈下については、地盤にタンク荷重がかかるば多少の沈下が生じるが、この沈下量が許容値をこえないと、特に局部的な不等沈下は、タンクの強度上あるいは機能上問題となることが多い。

粘性土地盤においては、圧密沈下が主たるもので、圧密

空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計
遠隔式警報ユニット液面計
各種液体タンク用液面計
フロートスイッチ・微圧スイッチ
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全
ローコストを追求する

GIKEN

TEL 06(253)0414(代表)



株式会社技研

〒542 大阪市南区北堀尾町27番地 野々垣ビル ☎ 253-0414~5

試験によって求めた数値を実際の地盤に当てはめ、沈下量を算定することになる。砂質土地盤においては弾性変形がおもに起こるとされている。

注3 圧密……粘性土において、荷重を受けた土塊がその間隙から水を排出しながら圧縮する現象をいう。

(3)については、一般に石油タンクの床板は基礎の盛土上に置かれるので、構造部材（つまり荷重がかかる材料）である必要はなく、単なる内容液の漏れ防止膜として考えられているので、タンクは柔構造と言われる。上部構造物がこのように柔らかなものであるため、それを支持する下部構造も応力をスムーズに伝達し、滑らかに変形できるものが必要と思われる。近年、タンク基礎においても剛な鉄筋コンクリートスラブの基礎が設けられているが、これらにも上記の理由から、可とう性を持たせるためにスラブの上に緩衝材として、砂あるいは碎石層を設けていることは理論的に正しい方向にあると言えよう。

(4)については、タンク基礎の上端面には底板が直接置かれるのだが、この底板の腐食を防止するため基礎表面に厚さ5~10cm程度のアスファルトサンドが敷設される。またこれと合わせて、底板張出し部に雨水浸入防止を目的とし

たシールをすれば、より完全な腐食対策となる。なお、アスファルトサンドの配合例を示すと、以下のような。

（基礎の種類）

基礎にはさまざまの種類があり、その特徴、長所、短所もいろいろあり、合理的な基礎を選定するには、それらの特徴を十分に把握しておく必要がある。基礎は前述したように、上部からの荷重を地盤に伝えるための構造物であり、この伝達方法によって直接基礎と杭基礎に分かれる。

(1) 直接基礎……地盤に接して直接荷重を伝える構造のもので、タンク基礎の形状はほとんどこれに該当する。特に地盤が良好な場合にはよく用いられる。しかし、地盤が軟弱な場合でも、比較的浅い地盤の部分を改良することにより採用可能となる（地盤改良工法という）。この基礎の特徴は、荷重が小さく沈下量に余裕が有る場合には、比較的簡単で、工期も短くてすむ。しかし、地盤と直接に接しているため、地盤の変形が上部構造物に影響してくるので、特に入念な検討が必要となってくる。

(2) 杭基礎……杭という構造体を地中に打ち込んで、上部の荷重を地盤に伝える構造で、特に厚い軟弱な層があり、地盤改良が困難な時に用いられる。近年、タンク基礎に多く用いられるようになり、その利点は圧密沈下に対する地盤改良工法より、工期の短縮が可能である反面、工費がきわめて高くかつ一度施工されれば、やり直しがきかない点は注意すべきである。したがって、現場での杭の施工管理は重要である。

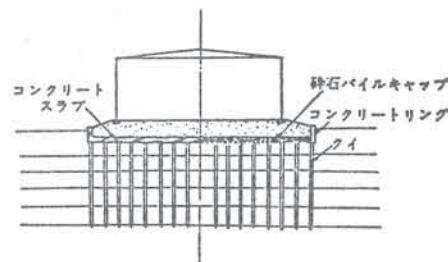


表-2 アスファルトサンド配合例

| | |
|----------|-------|
| 6号 砂 石 | 26% |
| 7号 // | 16.5% |
| スクリーニングス | 20% |
| 粗 砂 | 13% |
| 細 // | 14.5% |
| 石 粉 | 3% |
| アスファルト | 7% |
| 合 計 | 100% |



消防機器の
トップ・メーカー

消防自動車から消火器まで

森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区小路東5-5-20
☎ 06(751) 1351 (大代表)

危険物取扱者養成講習ご案内

昭和57年度第1回危険物取扱者試験実施に際し、受験者の予備知識向上のため、次のとおり受験準備講習会を開催いたします。

1. 日時・会場

| 種別 | 講習日 | 時間 | 会場 |
|-------|--------------------------------------|-------------|----------------------------------|
| 乙種第4類 | 1期 6月3日(木)、17日(木) | 午前 9時30分～4時 | 大阪府商工会館 (地下鉄本町駅17号出口) |
| | 2期 6月4日(金)、18日(金) | 9時30分～4時 | 大阪府商工会館 |
| | 3期 6月9日(水)、22日(火) | 9時30分～4時 | 大阪府商工会館 |
| | 4期 6月2日(水)、14日(月) | 9時30分～4時 | 堺市民会館 (高野線堺東駅ヨリ約8分) |
| | 5期 6月7日(月)、16日(水) | 9時30分～4時 | *茨木市商工会館 (国鉄、阪急、茨木駅ヨリ約13分) |
| | 6期(夜) 6月3日(木)、17日(木)、22(火) | 午後 5時30分～9時 | 大阪府商工会館 |
| | 日曜コース 6月13日(日)、20日(日)、 7月4日(日) | 午前 10時～4時 | *市立(森ノ宮)労働会館 (国鉄、地下鉄森ノ宮駅ヨリ2分) |
| 丙種 | 6月8日(火) | 10時～4時 | 大阪科学技術センター (地下鉄本町駅ヨリ北へ3分) |

2. 申込方法 (日曜コースのみ電話531-9717予約制で、満席になり次第締め切ります。)

所定の申込書に会費を添え、次の申込期間、申込所で申込み、テキスト、受講票、受験願書用紙を受領のこと。会場及び郵送での申込みは一切受け付けしません。

各講習会場は定員制につき、各申込所にそれぞれ期別定員の割当てをしますから、申込期間中各申込所においても定員に達し次第満員締め切りさせていただきます。 *印会場では写真撮影はしません。

3. 受付期間と場所

| 受付場所 | 日時 |
|-------------------------------------|------------------------|
| 岸和田市消防本部内 (阪急宝塚線岡町駅前) | 5月27日(木) 14時00分～16時00分 |
| 茨木市消防本部内 | 5月27日(木) 9時30分～11時30分 |
| 東大阪市西消防署内(近鉄・小阪駅北へ6分) (地下鉄・守口駅前) | 5月27日(木) 13時30分～16時00分 |
| 守口消防署 | 5月28日(金) 9時30分～11時30分 |
| 堺市消防署内(阪堺線・大小路駅前) | 5月28日(金) 13時30分～15時30分 |
| 地下鉄・四ツ橋駅北出口2号(四ツ橋ビル8階) | 5月28日(金) 10時00分～16時00分 |
| 大阪府危険物安全協会 | 6月1日(火) 10時00分～16時00分 |

(注) 各受付場所とも、昼食時は避けて下さい。

4. 会費 (テキスト代を含む) () 内金額はテキスト不要の場合

| 種別 | 会員 | 会員外 | |
|---------|-----------------|------------------|------------|
| 乙種 | 6,000円(5,000円) | 7,000円(6,000円) | ただし |
| 乙種休日コース | 10,000円(9,000円) | 12,000円(11,000円) | 6期は各500円割増 |
| 丙種 | 3000円 | 4000円 | |